

新たな苫小牧市総合計画の
策定作業に係る方針

平成28年7月

苫小牧市

1 総合計画策定の趣旨

2008（平成 20）年に策定し、2013（平成 25）年に改定した第 5 次苫小牧市総合計画は、2017（平成 29）年度に計画期間が終了する。

この間、理想の都市である「人間環境都市」の創造を目指してまちづくりを推進してきた。

一方、リーマンショックによる経済の落ち込み、TPP 参加表明によるグローバル化の加速、少子・高齢化の進展、地方分権や地方創生の推進など社会経済環境が大きく変化してきており、とりわけ、増加傾向にあった本市の人口が、平成 26 年以降減少に転じるなど大きな転換点を迎えている。

こうした変化に的確に対応するため、まちの将来を見据えた新たなまちづくり戦略や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が協働し、力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針として第 6 次総合計画を策定するものである。

2 策定根拠

苫小牧市自治基本条例（平成 18 年条例第 39 号）により総合計画（基本構想、基本計画及び実施計画）の策定が義務付けられ、また、苫小牧市議会の議決事件に関する条例（昭和 48 年条例第 42 号）により基本構想の議会の議決が義務付けられている。

苫小牧市自治基本条例抜粋

第 17 条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を定めるものとする。

2 市長等は、総合計画（前項に規定する基本構想、基本的な計画及び実施に関する計画をいう。以下同じ。）以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合計画との整合性を確保するよう努めるものとする。

苫小牧市議会の議決事件に関する条例抜粋

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 基本構想を定めること。

3 計画策定に当たっての基本的視点

計画の策定に当たっては、以下の視点を踏まえるものとする。

① 本市の将来像を見据えた計画策定

「苦小牧市人口ビジョン」で掲げた将来展望人口（2040（平成 52）年度：約 15 万人）を踏まえ、人口が減少しても、市民一人一人が生き生きと豊かに安心して暮らし、活気あふれる魅力的な本市の将来の理想の都市像を明確に示し、その実現に向けた計画づくりを行う。

② 社会経済環境の変化や地域のニーズに的確に対応した計画策定

社会経済環境の変化を的確に把握するとともに、新たな社会制度にも敏感に対応した、新たな時代に対応できる計画づくりを行う。

③ 地域の資源を活かす計画策定

苦小牧市が有する強み・資源の横断的活用と、施策の横断化・連携により、真に有効性の高い施策を見極めた計画づくりを行う。

④ 「コミュニティ・互助・協働」の新たな形を見据えた計画策定

市民の多様なニーズへのきめ細かな対応、住み慣れた地域単位でのソフト面の機能充実が求められる。特に次期総合計画の期間は、団塊の世代が高齢者になることから、健康で元気な高齢者の活躍の場として、新しいコミュニティ・互助・協働を意識した地域住民による地域活動の促進を図る計画づくりを行う。

⑤ 地方創生と連動した計画策定

「苦小牧市人口ビジョン及び総合戦略」で掲げた人口の将来展望を踏まえるとともに、総合戦略を重点的に取り組むべき施策と位置付け、連動した計画づくりを行う。

⑥ 最近策定（又は策定予定）の個別計画と整合性のある計画策定

「東胆振定住自立圏共生ビジョン」、「苦小牧市観光振興ビジョン」、「第 2 期苦小牧市地域福祉計画」、「苦小牧市公共施設等総合管理計画」など、策定又は策定予定の各種個別計画と整合性のある計画づくりを行う。

⑦ 市民の共感と信頼を得るためのわかりやすい計画策定

市民の視点に立ったうえで具体的な目標を示し、目標達成度を明らかにできる計画づくりを行う。



4 計画の概要

(1) 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層構成とする。

① 基本構想

基本構想は、社会経済環境の変化を見据え、長期的な視点で本市の目指すべき「理想の都市像」を示すとともに、理想の都市を実現するための「まちづくりの目標」及び施策大綱を定める。

② 基本計画

基本計画は、基本構想で定められた施策大綱に基づき、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的な目標と手段を具体的に定める。

ア 一般施策

施策項目ごとに「現況と課題」、「基本目標」、「施策の体系」、「主要施策」、「主な事業」及び「評価指標」を定める。

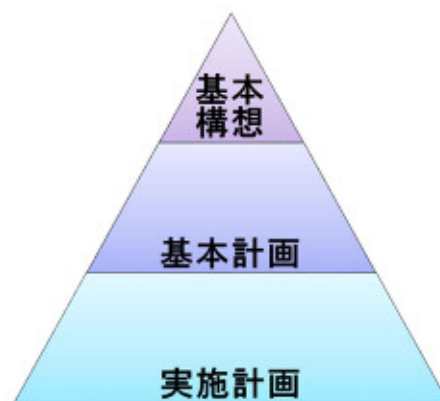
イ 重点プロジェクト

基本計画期間中に「一般施策」を横断する形で実施する重点的なプロジェクトを取りまとめる。

なお、総合計画は市政運営における最上位計画であり、市政全般にわたる総合的な計画である一方、「総合戦略」は人口減少克服を主眼とし、特に取り組むべき施策を示すものであることから、総合戦略は総合計画に包含されるものであり、総合戦略に位置付ける施策については、第6次総合計画においても、重点的に取り組むべき施策とする。

③ 実施計画

実施計画は、基本計画で定められた施策を財源と優先順位に基づいて具体的に実施できる形として計画化するもので、(社会経済環境の変化に応じて見直しを行いつつ、) 毎年度の予算編成の指針とする。



(2) 計画期間

① 基本構想

昨年度策定した人口ビジョンは、2060（平成 72）年を目標期間としており、この方向性は、総合計画においても勘案する必要がある。そのため、総合計画における基本的方向性の変更は少ないと考えられ、基本構想の期間としては、現行期間と変わらず 10 年間とし、2018（平成 30）年度から 2027（平成 39）年度までとする。

② 基本計画

様々な行政課題への確に対処するとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるように、基本計画の期間としては、現行期間の 10 年間から 5 年間に短縮する。（現行計画においても、中間年で見直しを行っており、実質的な変更はない。）よって、第 6 次基本計画は、2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度まで、第 7 次基本計画は、2023（平成 35）年度から 2027（平成 39）年度までとする。

③ 実施計画

実施計画は、前期 2 年間、後期 3 年間とする。

◇新しい総合計画の期間

年 度	2018 H30	2019 H31	2020 H32	2021 H33	2022 H34	2023 H35	2024 H36	2025 H37	2026 H38	2027 H39
基本 構 想	基本構想（10 年）									
基本 計 画	第 6 次基本計画（5 年）					第 7 次基本計画（5 年）				
実 施 計 画	前期実施計画		後期実施計画			前期実施計画		後期実施計画		

5 計画策定体制

(1) 総合計画策定庁内体制

① 部長会議

役割：総合計画策定の基本方向、基本方針及び骨子案を作成する

構成：理事者、各部長

② 次長会議

役割：施策の検討等における部署間の連携・調整を行う

構成：各部次長

③ 代表課長会議等

役割：施策の検討や基礎調査などの策定作業を行う

構成：各部代表課長及び必要な所属長

(2) 市民懇話会（苫小牧市市民参加条例に基づき、設置）

市民および学識経験者等より構成する。素案の中で、まちづくりに関する課題や苫小牧市の将来像などについて、市民や各界からの幅広い意見と提案を反映する。

人数：10人以内を予定

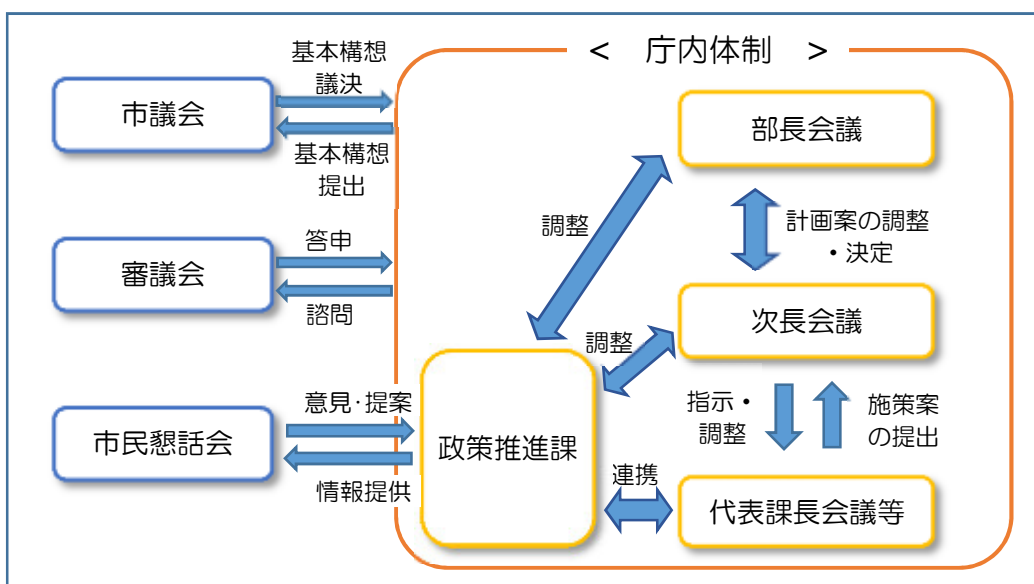
委員：外部有識者及び公募市民

(3) 基本構想検討審議会（苫小牧市基本構想審議会条例に基づき、設置）

各界各層の代表者等で構成する。市長が諮問する基本構想案（及び基本計画案）に対し審議を行い、答申する。

人数：35人以内を予定

委員：外部有識者及び公募市民



6 計画策定スケジュール

第6次苫小牧市総合計画は、2016（平成28）・2017（平成29）年度において策定する。

	2016（平成28）年度									2017（平成29）年度											
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
作業内容			基本構想・基本計画素案作成								基本構想・基本計画策定						印刷・製本				
議会																		↔		↔	
検討審議会																					
市民懇話会																					
市民・事業所アンケート																					
部長会議																					
次長会議																					
代表課長会議																					